

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申 請書類の該当箇所
I (50) サービスの向上	(1)指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	◎指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方	○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 ○宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注)委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	やまなみセンター条例第5条第1号及び3号 やまなみセンター規則第3条第2号 集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第1号及び3号 集団施設地区及び鳥居原園地条例規則第4条第2号 カヌー場条例第6条第1号及び第3号 カヌー場規則第3条第2号	様式2 1-(1) 様式4
	(2)施設の維持管理	◎施設の特性を踏まえた維持管理	○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場にかかる清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等についての実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方	5	やまなみセンター条例第5条第3号 やまなみセンター規則第3条第1号 集団施設地区等条例第5条第3号 集団施設地区等規則第4条第1号 カヌー場条例第6条第3号 カヌー場規則第3条第1号	様式2 2-(1) 様式4
	(3)利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	◎個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○現状分析・課題把握	○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握	20	やまなみセンター条例第5条第1号及び第12条第2項 やまなみセンター規則第3条第2号 集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第1号及び第11条第2項 集団施設地区及び鳥居原園地規則第4条第2号 カヌー場条例第6条第1号及び第13条第2号 カヌー場規則第3条第2号	様式2 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5)
		◎一体的に運営することにより可能となる利用促進のための企画・取組	○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組			
	(4)事故防止等安全管理	◎広報、PR活動 ◎接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方	10	やまなみセンター条例第5条第3号 集団施設地区等条例第5条第3号 カヌー場条例第6条第3号	様式2 4-(1)
◎事故防止等安全管理		○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事業を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障害者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○水難事故等の緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方 ○急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等				
(5)地域と連携した魅力ある施設づくり	◎地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力	○施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体・地元市町村との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ○他の宮ヶ瀬湖周辺施設との連携、交流 ○集客促進や地域の活性化につながる企画や取組 ○施設づくりに対する地域住民の参加の考え方	10	やまなみセンター規則第3条第2号 集団施設地区及び鳥居原園地条例規則第4条第2号 カヌー場規則第3条第2号	様式2 5-(1)	
II (25) 管理経費の節減	(6)節減努力等	○節減努力等	「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） ×25 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	25	やまなみセンター条例第5条第5号 集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第5号 カヌー場条例第6条第5号	様式3

III 団体の業務遂行能力 (52)	(7)人的な能力、執行体制	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間の短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	やまなみセンター条例第5条第4号 集団施設地区等条例第5条第4号 カヌー場条例第6条第4号	様式2 7-(1)
	(8)財政的な能力	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	やまなみセンター条例第5条第5号 集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条第5号 カヌー場条例第6条第5号	様式3 団体等の事業計画書 収支予算書 事業実績書 決算諸表等
	(9)コンプライアンス、社会貢献	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	やまなみセンター条例第5条第3号 集団施設地区等条例第5条第3号 カヌー場条例第6条第3号	様式2 9-(1) 9-(2) 諸規程類
		○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）への取組			
	(10)事故・不祥事への対応、個人情報保護	○事故・不祥事への対応	○申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5		様式2 10-(1) 10-(2) 様式7 諸規程類
○個人情報保護		○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況				
(11)これまでの実績	○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	やまなみセンター条例第5条第3号及び第4号 集団施設地区等条例第5条第3号及び第4号 カヌー場条例第6条第3号及び第4号	様式2 11-(1)	

◎は、選定基準において重視する視点

※1 積算に誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触する場合は、選外となります。
 積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。